

石川県障害者就労施設工賃引上げ計画

～ 障害のある人の「もっと働きたい」の実現に向けて ～

令和3年12月

石 川 県

目 次

I	計画の策定にあたって	
1	策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象施設	2
II	障害者就労施設の現状と課題	
1	障害のある人の就労状況	3
(1)	障害者数	3
(2)	民間企業における障害者の雇用状況	4
(3)	地方公共団体等における障害者の在職状況	5
(4)	障害者就労施設における就労状況	5
2	障害者就労施設の現状	6
(1)	障害者就労施設における工賃の状況	7
(2)	障害者就労施設の設置状況	7
(3)	障害者就労施設における作業種別の状況	7
3	障害者就労施設における課題	8
(1)	作業単価の低迷及び受注量の安定確保	8
(2)	企業の経営ノウハウの不足	8
(3)	利用者の能力や適性に応じた支援の充実	8
III	計画の取組	
1	計画の基本目標	10
2	工賃の目標水準	11
3	具体的な施策の取組	11
(1)	障害者就労施設における「工賃引上げ計画」の作成及び取組の推進	11
(2)	工賃引上げに向けた支援施策の充実と連携の強化	11
(3)	「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の確立	12
IV	計画の推進体制	13

I 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)では、障害のある人々が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うこととしています。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)においては、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な雇用施策を、福祉施策と連携を図りながら効果的に推進するよう努めることとされています。

こうしたことを踏まえ、県では、平成31年3月に策定した「いしかわ障害者プラン2019」の施策の一つとして、能力や適性を生かせる環境の整備を掲げ、障害者の働く場の確保と生活の安定を図ることとしています。

また、平成24年4月には国から「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針が示され、障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、県及び障害者就労施設が「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を計画的に進めることとされました。

このため、本計画では、障害者就労施設における現状と課題を明らかにするとともに、近年、障害者就労施設が抱えている、利用者の高齢化や障害の重度化などの事情も考慮した上で、障害者の就労による自立や生活の向上を図るための基本的方向を定め、障害者が能力や適性を生かせる社会の実現を目指すこととします。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(令和3年3月10日一部改正)に基づき策定するものです。
- (2) この計画は、「いしかわ障害者プラン2019」に掲げる就労支援施策の推進について、具体化するための行動計画として策定するものです。

3 計画の期間

この計画の推進期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。
なお、計画は必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の対象施設

この計画の対象となる施設は「就労継続支援 B 型事業所」で、以下「障害者就労施設」と言いません。

Ⅱ 障害者就労施設の現状と課題

障害のある人で、一般企業などに雇用されることが困難な人がセーフティネットを確保しつつ、その能力や適性を活かして、可能な限り、地域で自立した生活を送ることができるよう、障害のある人の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練(以下「就労支援」と言います。)を行うための障害者就労施設が設置されています。

しかしながら、障害者就労施設における利用者の就労を考えた場合、働くことを希望する人すべてが、その能力や適性にあった就労の機会が得られている状況にありません。

また、身体・生活上の介護や見守りといったサービス(介護サービス)を必要とする利用者も多くいます。

県では、本計画を策定するにあたり、障害者就労施設に対して就労訓練や生産活動(以下「就労事業」と言います。)に関するアンケート調査や聞き取り調査を実施し、障害のある方々の就労に関する現状の把握と課題の整理を行っています。

1 障害のある人の就労状況

(1) 障害者数

身体、知的及び精神の障害者手帳を所持している人は、令和3年3月31日現在、60,904人(人口に占める障害者の割合は5.39%)となっています。

また、障害別では、身体障害者数が41,864人(障害別構成比は68.7%)、知的障害者数が9,520人(障害別構成比は15.6%)、精神障害者数が9,520人(障害別構成比は15.6%)となっています。【表1参照】

表1 障害者手帳所持者数 (令和3年3月末現在) (単位:人,%)

区 分	南加賀	石川 中央	能登 中部	能登 北部	本県計	全 国
身体障害者(A)	8,838	23,686	5,835	3,505	41,864	4,287,000
人口に占める割合(A/E)	3.97	3.25	5.00	5.84	3.71	3.40
知的障害者(B)	1,918	5,631	1,292	679	9,520	962,000
人口に占める割合(B/E)	0.86	0.77	1.11	1.13	0.84	0.76
精神障害者(C)	1,623	6,527	953	417	9,520	841,000
人口に占める割合(C/E)	0.73	0.90	0.82	0.70	0.84	0.67
計(D)	12,379	35,844	8,080	4,601	60,904	6,090,000
人口に占める割合(D/E)	5.55	4.92	6.92	7.67	5.40	4.83
人口(E)	222,875	728,611	116,812	59,976	1,128,274	126,146,099

(注)全国の人口は、令和2年国勢調査による(資料:総務省統計局)

全国の障害者手帳所持者数は、平成28年生活のしづらさなどに関する調査による(資料:厚生労働省)

本県の人口は、令和3年4月1日現在のものです。

(2) 民間企業における障害者の雇用状況

令和2年度における求職者数は2,298人となっております。

また、法定雇用率2.2%が適用される民間企業(常用労働者数45.5人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、令和2年6月1日現在、4,398.5人で、前年より175人(4.1%)増加しています。

また、実雇用率は2.35(全国2.15)で、法定雇用率達成企業の割合は56.4%(全国48.6%)となっております。【表2参照】

表2 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況 (各年6月1日現在)(単位:人,%)

区分		① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						F.計 (A×2)+ B+C+[(D-E)× 0.5]+E	④ 実雇 用率 F÷② ×100	⑤ 法定 雇用 率達 成企 業の 割合	全 国	
				A. 重度 身体 障害 者及 び重 度知 的障 害者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間労働 者	E. 精神 障害 者短 時間 特例	⑥ 実雇 用率				⑦法 定雇 用率 達成 企業 の割 合	
45.5～ 100人未満	R元	599	39,484.0	161	65	311	280	108	892.0	2.26	54.6	1.71	45.5	
	R2	591	39,110.0	166	55	319	326	105	921.5	2.36	55.7	1.74	45.9	
100～ 300人未満	R元	387	60,265.0	254	66	537	381	143	1,373.0	2.28	59.9	1.97	52.1	
	R2	381	59,189.5	247	69	565	473	104	1,416.5	2.39	58.8	1.99	52.4	
300～ 500人未満	R元	64	22,379.0	97	19	208	139	37	509.0	2.27	48.4	1.98	43.9	
	R2	66	23,634.5	95	19	225	144	35	523.5	2.21	45.5	2.02	44.1	
500～ 1,000人未満	R元	46	28,628.5	145	15	307	61	14	649.5	2.27	63.0	2.11	43.9	
	R2	44	27,230.0	138	11	296	57	14	618.5	2.27	61.4	2.15	46.7	
1,000 以上	R元	17	34,160.0	157	20	289	241	113	800.0	2.34	70.6	2.31	54.6	
	R2	19	37,626.5	168	29	329	308	141	918.5	2.44	57.9	2.36	60.0	
規模計	R元	1,113	184,916.5	814	185	1,652	1,102	415	4,223.5	2.28	56.7	2.11	48.0	
	R2	1,101	186,790.5	814	183	1,734	1,308	399	4,398.5	2.35	56.4	2.15	48.6	

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

(注) 1 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数です。

2 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)の計です。

(3) 地方公共団体等における障害者の在職状況

ア. 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体(県及び市町)に雇用されている障害者数は、令和2年6月1日現在、451.5人で、実雇用率は2.52%と、法定雇用率を上回っております。【表3参照】

表3 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

(令和2年6月1日現在) (単位:人,%)

区分	①機関数	②算定基礎職員数 (除外職員除く)	③障害者の数	④ 実雇用率 ③÷②×100	⑤ 全国の 実雇用率
R2	35	17,938.5	451.5	2.52	2.48

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

イ. 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

法定雇用率2.4%が適用される教育委員会に雇用されている障害者数は、令和2年6月1日現在、157.0人で、実雇用率は1.99%と、法定雇用率を下回っており、全国の実雇用率2.05も下回っている状況です。【表4参照】

表4 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

(令和2年6月1日現在) (単位:人,%)

区分	①機関数	②算定基礎職員数 (除外職員除く)	③障害者の数	④ 実雇用率 ③÷②×100	⑤ 全国の 実雇用率
R2	3	7,871.0	157.0	1.99	2.05

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

(4) 障害者就労施設における就労状況

障害者就労施設は、令和3年3月末現在、128か所整備されており、2,936人の方が支援を受けながら就労事業を行っています。【表5参照】

表5 障害者就労施設の就労者数 (令和3年3月末現在) (単位:箇所、人)

	施設数	定員数	利用者数
就労継続支援事業B型事業所	128	2,686	2,936

2 障害者就労施設の現状

県内の障害者就労施設では、現在、民間企業からの下請けや内職的作業、労務の提供、自主製品の製造販売、店舗等の運営など、複数の作業種目を組み合わせた就労事業を提供しています。

これらの就労事業は、施設側が障害のある人の能力や適性に応じた就労支援のメニューとして提供しているもので、次のような特徴を持っています。

① 下請や内職的作業は、製品の完成に至るまでの作業の種類、手順などの行程が比較的に少ないことから、一定条件の下での作業の反復が多くなるのが特徴となります。

このため、利用者の作業速度、正確性及び持続時間に関して、向上の度合いを測定することが容易であり、特に利用者への就労支援の初期段階において有用なプログラムに成り得ます。

② 労務の提供は、作業の速度、正確さ、持続時間等にある程度以上の能力を有する利用者について、作業環境の変化への対応力や、複雑な器機等を独力で安全に使用する能力やその向上の度合いを測定できることから、就労支援の中期から終期段階にかけての有用なプログラムと成り得ます。

また、施設外で行う場合は、顧客の生活や仕事をする場で継続的または定期的に、よりよい品質のサービスを提供していくことで、顧客が施設と利用者の取り組みをより深く理解していくきっかけにも成り得ます。

③ 自主製品は、障害者就労施設が自ら企画した製品を製造していくことが可能です。

このため、製造された製品は、施設の経営理念や利用者の状況などが色濃く反映され、その施設の「顔」と成り得るものです。

加えて、自主製品が地域社会(場合によってはより広い社会)における市場で商品としての評価を受けることは、施設やその利用者が地域社会での役割を評価されることでもあり、その企画は常に改善や変更を検討する必要があります。

また、自主製品の規格や表示を変更する作業は、製造の各工程における作業の内容、種類、手順の変更に結びつくことから、利用者の作業環境の変更に対する適応力や能力の向上度合いを測定することが可能となり、就労支援の中期的な段階における有用なプログラムに成り得ます。

④ 店舗等の運営は、施設の活動を地域に紹介するとともに、障害のある人に対する地域の理解を深め、利用者の地域社会へのより積極的な参加を促していくきっかけになります。

また、利用者に対する就労支援の観点からみた場合、バックヤードでの調理、洗浄、清掃、在庫管理等は、作業の速度、正確さ、持続時間のほか、労務の提供や自主製品の製造と同様に、作業環境の変化への対応力やその向上の度合いを測定できます。

特に、接客の場面では、顧客の求めに応じて適切に対応することが求められることから、注文の確認とバックヤードへの伝達、配膳や下膳、会計など、作業の内容は複雑かつ多岐にわたることもあり、対人関係などへの対応やその向上度合いを測定することが可能です。

こうしたことから、店舗等の運営は、就労支援の初期から終期段階にまたがる有用なプログラムと成り得ます。

(1) 障害者就労施設における工賃の状況

県内障害者就労施設の令和2年度における一人当たりの平均工賃月額額は14,931円と、全国の平均額15,776円を下回りました。

また、平均工賃月額のうち、最高額が50,426円、最低額が3,014円となっています。(表6参照)

表6 障害者就労施設の工賃状況 (令和2年度実績) (単位:箇所、人)

	施設数	定員数	年間延べ人数	平均工賃月額		全国平均額
				最高	最低	
就労継続支援事業B型事業所	128	2,686	33,842	14,931	50,426 3,014	15,776

(2) 障害者就労施設の設置状況

障害保健福祉圏域別・障害者就労施設の設置状況は、表7のとおりとなっています。

表7 障害者就労施設の障害保健福祉圏域別・障害者就労施設の設置状況

(令和3年3月末現在) (単位:箇所、人)

	県計		南加賀圏域		石川中央圏域		能登中部圏域		能登北部圏域	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
就労継続支援事業B型事業所	128	2,686	26	564	75	1,501	15	364	12	257

(3) 障害者就労施設における作業種別の状況

県内の障害者就労施設が行っている就労事業の主な作業の内訳は、表8のとおりとなっています。

多種多様な作業メニューがありますが、クッキーやパンなどの飲食料品、箱折りや検品などの下請け・内職作業を行っている施設が多い状況となっています。【表8参照】

表8 障害者就労施設の作業種別状況

(令和3年3月末現在)

作業種目	主な作業内容	施設数(箇所)	総売り上額(千円)
飲食料品	クッキー・パン・漬物・弁当等製造販売	77	467,691
清掃業	福祉施設清掃、公園清掃等	38	47,134
サービス業	喫茶店・食堂等	33	158,187
農業・水産・畜産等	野菜等栽培・収穫・加工等	39	61,172
印刷	軽印刷、会報折込等	12	5,598
リサイクル	アルミ缶・スチール缶回収等	19	25,071
クリーニング	リネンサプライ等	15	334,964
縫製(繊維製品一般)	ウエス加工、縫製等	16	22,287
日用雑貨・小物・木工(工芸)	アクセサリ、水引、革小物等	25	10,498
情報処理	アンケート集計、文字入力代行等	4	1,016

下請け・内職	箱折、袋詰め、部品組立、検品等	94	165, 675
その他	販売員派遣等	38	157, 370

(注)施設ごとに複数の作業種目を実施しているため、施設数の総数は128施設を上回っている。

3 障害者就労施設における課題

令和3年3月に、本計画の対象となる障害者就労施設128か所に対して、就労事業の工賃引上げに関するアンケート調査及び個別聞き取りによる補足調査を実施した結果、障害者就労施設においては、以下の3点が工賃の引上げに向けた主な課題となっています。(調査対象施設数:128か所。うち、回答施設数:128か所)【表9参照】

(1) 作業単価の低迷及び受注量の安定確保

今回のアンケート調査では、障害者就労施設のうち128施設中75施設(58.6%)で作業単価が低い等の課題があると回答しています。聞き取り調査では、施設の営業担当者が営業活動の経験が少なく、交渉能力に欠けることなどを課題としてあげています。

また、114施設(89.1%)で作業量(受注量)の安定に課題があると回答しています。聞き取り調査では、民間からの作業の受注量は、景気の影響を受けやすく安定しない状況であり、新たな受注先を見つけることが困難(情報収集の方法がわからない)であることなどが課題となっています。

(2) 企業の経営ノウハウの不足

障害者就労施設のうち128施設中104施設(81.3%)で自主製品等の販路開拓や拡大に課題があると回答しています。また、71施設(55.5%)で商品力に課題があると回答しています。聞き取り調査では、自主製品の流通量が少なく知名度が低いこと、販路が施設周辺の狭い地域に限られていること、類似製品に比べてデザインなどが見劣りすること等から、結果として、売り上げが伸びず、製品単価を低く設定せざるを得ない状況になっていると考えており、自主製品の付加価値や生産能力の向上、新製品の開発などのノウハウの獲得が課題となっています。

(3) 利用者の能力や適性に応じた支援の充実

障害者就労施設の利用者の中には、一般企業への就職経験があり、将来的に一般企業への再就職を希望している人や、今以上に高い工賃を得たいと思っている人など、「もっと働きたい」というニーズを持った人がいます。

反面、障害の程度や高齢化等により長時間の作業や複雑な作業への対応が困難な人など、介護サービスを優先して行う必要がある利用者や今以上の工賃を望まない(今以上の作業の増加を望まない)人(保護者)もいます。

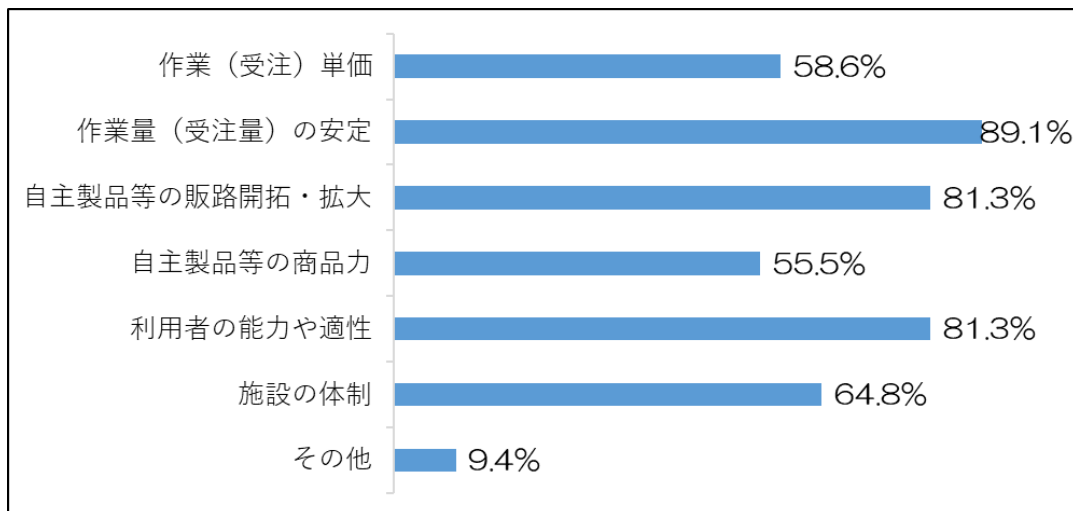
アンケート調査では、障害者就労施設のうち128施設中104施設(81.3%)で利用者の高齢化、障害の重度化などにより、今以上の作業を望まない利用者(保護者)や作業内容の変化への対応が困難な方がいる等の課題があると回答しています。

また、83施設(64.8%)で就労支援担当者が「就労事業に追われて、営業活動や作業の見直しをする余力がない」等の課題があると回答しています。

一方、聞き取り調査では、施設管理者や就労支援員の多くは、これまで就労事業を利用者の日常生活上の機能訓練の場と考え、福祉的サービスに重点を置いた支援体制を採ってきた経緯があり、就労事業を商業活動であると意識することには抵抗があるとしています。

しかしながら、利用者の経済的な自立を確保するという観点からは、就労事業の工賃水準の引上げは大切なことであると認識しており、利用者の能力や適性に応じた作業の配分や効率化、採算性等を意識した支援体制の確立が重要な課題となっています。

表9 障害者就労施設における課題



(注)複数回答可として調査しており、回答比率は回答施設数128を基数として算出している。

Ⅲ 計画の取組

障害者就労施設を利用する方々の工賃水準を効果的に引上げるためには、障害者就労施設の利用者や施設職員がお互いに協力しながら努力することが必要となりますが、一方で、利用者の家族や地域住民、企業及び行政の就労事業に対する理解や協力が求められます。

本計画では、障害者就労施設の現状と課題を踏まえ、障害者就労施設や行政などの役割分担を明確にするとともに、障害者就労施設の主体性が引き出されるような施策の推進に取り組むこととします。

1 計画の基本目標

障害者就労施設における就労支援事業を利用する方々の工賃水準を引き上げるとともに、「福祉から雇用へ」の取組の一環として一般就労への移行を促進するため、次の2つを計画の基本目標とします。

(1) 工賃引上げのための就労事業及び実施体制の見直しと充実強化

障害者就労施設利用者の地域社会における生活や経済的な自立を支えるためにも工賃の引上げが大切であることから、県内各施設における「工賃引上げ計画」の作成を進めるとともに、利用者の能力や適性に応じた就労事業や実施体制の見直しを推進します。

また、障害者就労施設がその見直しを進めるにあたっては、行政との連携やその協力が不可欠であることから、工賃引上げに向けた支援施策の充実を図るとともに、各地域における連携や協力体制づくりを推進します。

(2) 「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の確立

障害者就労施設で働く利用者の中には、「現在の作業種目以外の就労訓練をしてみたい」、「もっと経済的に自立したい」などのニーズを持っている人がいます。

そうしたニーズの実現に向け、障害のある人が希望する就労事業に参加しやすい環境づくりを推進します。

また、障害者就労施設で働く利用者の就労環境や社会生活面に関する相談・支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターの設置を進めるとともに、障害者就労施設が地域のハローワークや一般企業との連携を図るためのネットワークづくりを推進します。

2 工賃の目標水準

【目標とする工賃水準設定の考え方】(別紙参照)

令和5年度までの工賃水準目標について、各施設において、それぞれの実状を踏まえて各年度ごとに目標額を設定し、その積み上げを石川県全体の目標とします。

各施設の目標水準は月額により設定するものとしませんが、各施設の判断により、あわせて時間額により設定することもさしつかえないものとしします。

3 具体的な施策の取組

(1)障害者就労施設における「工賃引上げ計画」の作成及び取組の推進

①目標工賃を設定した「工賃引上げ計画」の作成と着実な実行

障害者就労施設と協力しながら、利用者個々の能力や適性に応じた就労事業の提供や利用者の経済的自立に向けた工賃の引上げを目指す「工賃引上げ計画」の作成とその着実な実行を推進します。

また、障害者就労施設における効率的かつ効果的な取組を支援するため、各種関連情報の積極的な提供はもとより、技術的かつ専門的な指導や助言に努めます。

②「工賃引上げ計画」に基づく工賃実績の評価と推進

障害者就労施設と協力しながら、各施設が、自ら、毎年度、「工賃引上げ計画」の工賃実績を評価するとともに、目標工賃の達成に向けた取組の着実な推進を図ります。

(2)工賃引上げに向けた支援施策の充実と連携の強化

①農家と障害者就労施設のマッチング支援

直売会の開催、アドバイザーの派遣等により、農家とのマッチングを支援します。

②高齢者施設と障害者就労施設のマッチング支援等

説明会の開催、アドバイザーの派遣等により、高齢者施設とのマッチングを支援します。また、障害者就労施設が高度な清掃技術を習得する取組みを支援します。

③企業からの受注拡大の支援

企業からの相談を受け障害者就労施設とのマッチングを行い、企業からの受注拡大を支援します。

④石川セルフ振興センターに対する支援

多くの障害者就労施設(令和3年3月末で42施設が加盟)で構成する「石川セルフ振興センター」の組織拡大やセルフショップの運営、イベントの開催等に対して支援を行います。また、インターネットを活用した県内障害者就労施設商品販売の取組みに対して支援を行います。

⑤障害者就労施設からの物品等の優先調達の促進

障害者就労施設が製造する物品等の販売や役務の提供について、県の調達方針を策定し、率先発注を積極的に進めるとともに、県内の国の機関や市町における優先調達を働きかけていきます。

(3)「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の充実

障害者就業・生活支援センターの設置促進

障害保健福祉圏域ごとに障害者就業・生活支援センターの設置を促進し、障害者就労施設の利用者や就労支援員が、就労や社会生活面についてきめ細やかな相談や必要な支援が受けられる環境づくりを推進します。

IV 計画の推進体制

- 1 この計画の推進にあたっては、障害者就労施設はもとより、国の関係機関や市町、経済界と緊密な連携を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 2 この計画の推進には、障害者就労施設の自主的な取組が不可欠であることから、その積極的な取組を促します。

石川県障害者就労施設工賃引上げ計画

石川県健康福祉部障害保健福祉課

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1426 FAX 076-225-1429

(別 紙)

令和3年度以降の障害者就労施設における目標工賃の設定について

1 工賃設定の考え方

令和3年4月1日現在で就労継続支援（B型）事業を行っている事業所（128ヵ所）より提出された「工賃引上げ計画」にて、事業所が設定した工賃目標を加重平均したものを県全体の工賃目標とする。

2 目標工賃平均月額

令和3年度	目標	16,500円	(前年比	10.5%)
令和4年度	目標	17,700円	(前年比	7.3%)
令和5年度	目標	18,500円	(前年比	4.5%)
			(3年間での上昇率	23.9%)